

## 福井地方最低賃金審議会委員の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

福井労働局一般公示第38号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「福井地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和5年9月13日

福井労働局長 田原 孝明

記



### 福井地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推荐手続

- (1) 推薦の方法 推荐に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切日 令和5年9月27日（金）
- (3) 推荐書の提出先 福井労働局労働基準部賃金室（福井市春山1丁目1番54号）